

令和7年度第1回練馬区文化財保護審議会会議録（要録）

- ◆ 開催日時
令和7年9月10日（金）午後2時～午後3時40分
- ◆ 開催場所
練馬区役所本庁舎20階 交流会場
- ◆ 出席者
出席委員5名（会長、ほか4名）
区出席者4名（文化・生涯学習課長、ほか職員3名）
- ◆ 報告事項
1 令和6年度指定文化財の経過報告
2 令和7年度文化財関連事業計画
3 指定文化財の現状変更について
4 今後の文化財登録候補について
- ◆ 公開可否
原則公開（傍聴人：なし）
- ◆ 配付資料
資料 1-1 令和6年度指定文化財関係（練馬区教育委員会告示第7号：写）
資料 1-2 令和6年度指定文化財関係（「ねりま区報」令和7年3月11日号：写）
資料 1-3 令和6年度指定文化財関係（「ねりまの文化財」第116号）
資料 2 令和7年度文化財関連事業計画
資料 3 指定文化財「南蔵院鐘楼門」の現状変更について
- ◆ 事務局
練馬区 地域文化部 文化・生涯学習課 伝統文化係
TEL 03-5984-2442

会議の要旨

- <文化・生涯学習課長> 開会の挨拶、委嘱状の交付（教育長代理）
<事務局> 会議の成立について報告、会議の原則公開について（個人情報に関する内容を除く）、会長・副会長の選出について

報告事項1 令和6年度指定文化財の経過報告

<事務局>

- ・資料 1-1 令和6年度指定文化財関係（練馬区教育委員会告示第5号：写） 説明
- ・資料 1-2 令和6年度指定文化財関係（「ねりま区報」令和7年3月11日号：写） 説明
- ・資料 1-3 令和6年度指定文化財関係（「ねりまの文化財」第116号） 説明

報告事項2 令和7年度文化財関連事業計画

<事務局>

- ・資料 2 令和7年度文化財関連事業計画 説明

<委員>

・2文化財の普及・啓発(2)文化財説明板の設置等に関し、具体的な実施内容はいつ分かるのか。

<事務局>

・新規文化財登録に伴う設置のほか、文化財保護推進員が巡回にて状態確認を行い、その報告を受け更新を行う場合もある。この中で優先順位の調整を行い、最終的な件数が確定する。

報告事項3 指定文化財の現状変更について

<事務局>

・資料3 指定文化財「南蔵院鐘楼門」の現状変更について 説明

<委員>

・練馬区文化財保護条例第13条に、「現状変更の届出があった場合、保護のための必要がある時は、必要な指示をすることができる。」とあるが、「指示」とはどのような意味か。また、審議会として果たすべき役割を確認したい。

・今回、「南蔵院鐘楼門」の所有者から現状変更の届出があり、審議会委員の建築専門の先生に相談をしたという経緯だが、これは、審議会委員として受けたものか。有識者として受けたものか。

・審議会としては、報告事項として受け取ればよいのか。意見を求められているのか。確認したい。

・今回は、審議会委員としてではなく、個人として相談を受けたつもりである。

・文化財の活用が重視される中、建築分野では、構造補強については安全性確保のためにむしろ推奨されるようになっている。ただし、後で元に戻せる内容とすることが求められる。

<事務局>

・「必要な指示」の条例上の主語は教育委員会だが、全ての分野に関する専門性が担保できる体制にはないため、現状の価値を逸失しないような形で現状変更の案内ができる方法を検討する必要がある。

<委員>

・文化財保護条例第13条に、現状変更届は「90日前までに委員会に届けなければならない」とあるが、届出さえ出せばそのまま90日後に工事を開始してよいということにはならないのではないか。法律的にどのように解釈すべきか。

<事務局>

・建造物の工事にあたっては、業者へ発注するなどの準備行為を進めている可能性がある。現状変更を行おうとする方が不利益を被らないよう、届出から90日後以降に教育委員会として「指示」を行う可能性も含め、あらかじめ案内を行い、変更がありうることを前提に工事の調整をしてもらう必要があると考えている。

<委員>

・現状変更の届出が出た場合の審議会の関わりも含めて、次回の審議会の項目としてほしい。

・次回以降、現状変更の報告時には、指定時に文化財保護審議会ですとまとめた内容、価値が分かるように、その際の答申文を資料として添付した方がよい。

報告事項4 今後の文化財登録候補について

<事務局>

・次年度以降に諮問を検討している文化財3件について、進捗状況と現時点での課題の報告を行う。今後調査すべき事項、審議にあたって必要となる事項などご意見を伺った。

<事務局>

・次回の開催連絡

<会長> 閉会